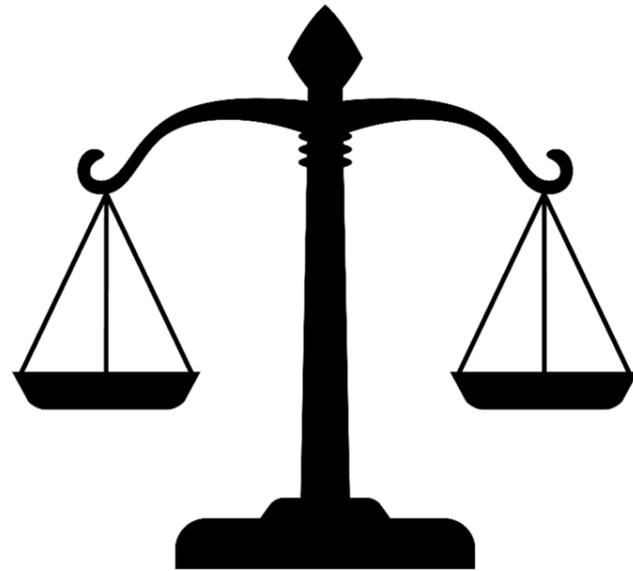


戦後70年を経たこの日本の社会で『優生保護法』が未だ「係争中」だというこの現実。自由と民主主義を標榜する現政権のトップが「戦後の過ち」を認め、「優生思想」の根絶を進めるための「法制化」に尽力して欲しいと切に願う。

東京高裁の平田裁判長は、所感として「差別のない社会を作っていくのは国や社会全体の責任。」と述べられた。

「平和憲法」のもと「誰もが幸せ」になる権利と「法のもとで平等」の権利を！

「真の自由と民主主義」の世の中の到来を心より希求する。 文責 松田百合子



仕事始め・餅つき

令和4年1月5日、ふきのとうの新年スタートの日に、恒例の伊射奈岐神社の初詣と、(恒例になる予定?)の餅つき大会をしました。

まだまだ新型コロナが流行っているので、消毒・換気・ソーシャルディスタンスなどの対策をばっちりしています！

杵の持ち手を交代しながらぺったんぺったんついでいきます。最初は粒粒だったもち米がだんだん角が取れてお餅になっていきます。

つきあがったお餅をみんなで丁寧に真ん丸にまわして、あんこや醤油でおいしく頂きました。

初日からみんなで出来立てのお餅を食べると、

やっぱり気分が盛り上がりますね！
今年もがんばろー！！



ポール洗い(活動)

ふきのとうではいろいろな活動(仕事)をしています。その中に『ポール洗い』という活動があります。千葉県にある会社からの依頼で5週間に1回大和郡山イオンのゲームセンター内にあるボールプール(水の代わりにたくさんの柔らかいボールを入れたプールで子供たちが遊ぶことができます)のボールを洗浄するお仕事をしています。小さい子供さんが触ったり口に入れたりするので、人体に影響のない洗剤を使って洗い、吹き上げて納品しています。

主に新しいメンバーさんが中心となって頑張ってくれています。新型コロナの影響で、このお仕事も中止になることもあるのですが、依頼がある限りお役に立てたいと思います。



サントアースII便り

社会福祉法人 ふきのとう
生活介護事業所 「サントアースII」
天理市柳本町 1415 番地 TEL 0743-66-1516
e-mail suntearth@fukinotou.or.jp
編集責任者 藤本 悠之

クリスマス会



クリスマス会でビンゴゲームをしました！全員さまざまな仮装をしてクリスマスを盛り上げてくれます。全員分ビンゴの景品は用意されており、ぬいぐるみやおやつなどがもらえました。ケーキは手作りの「シュトーレン」です。生クリームをつけておいしく頂きました～



職員もメンバーも全員仮装しました。
サントアースIIではイベントの時に仮装するのが定番となっていてきます(笑)
無事に一年の最後のビックイベントが終わりました。



ひなまつり



ハサミを上手に使えるメンバーに切ってもらった素材を組み合わせて、ひな人形をペーパークラフトで作りました。細かな作業も多く、職員も頑張り、大作ができました！



かだん花壇



お隣の梅の木が満開になっております。昨年作った花壇に、メンバーと一緒に50球ほど植えたチューリップも芽がでてきており、春の訪れを感じます。全部のチューリップの花が咲けば、すごくきれいになると思います。

へきが壁画



正月に作った壁画は、富士山の形を色紙で丸めた玉で作り、メンバーが今年の干支である寅を描いてくれました。次の壁画も作成中で、上のペーパークラフトと同じくハサミで切ってもらったイラストを使う予定です。ぜひ、お楽しみに！

戦後(1948年7月13日)に法制化された

悪法『優生保護法』について考える

この法律は、1948年(昭和23年)から1996年(平成8年)という実に48年の長きに渡って「適法化」された法律である。

この法律に目を通してびっくりするのは「優生」という文言が湯水のように至る所で使われている事である。

一方に平和憲法がありながら、憲法違反の『優生保護法』が何故策定されたのか？

そしてその法の下「優生思想」を基盤にし、「優生政策」として障害児や成人した精神障害者や知的障害者に、本人の同意なく「強制不妊手術」が行われた。

戦後50年と言う長きにわたり、この法律が存在した事、それを根拠に「政策」として「強制不妊手術」が行われたこと。「優生思想」は、誰からの指摘も受けず、大手を振って、この日本国で、政府のかじ取りで、蔓延させられてきたのである。

この法律は、1996年に「優生」の部分削除して『母体保護法』と名前を変え、成立した。

それから22年たった2018年1月に宮城県に住む60代の女性が知的障害を理由に「強制不妊手術」を受けさせられてきたとして、国を相手に国家賠償請求訴訟をおこした。この提訴によって、当時の実態が徐々に明らかになっていった。

そして皆さんもご存知のように、今年2月22日の優生保護法裁判・大阪高裁の判決は、①優生保護法は明確な憲法違反である、②誤った法律をつくった当時の国会議員の過失は



免れない③除斥期間(不法行為があっても20年経ると請求権が失われること)について、優生保護法の問題には適応すべきではないと、判じた。

又東京高裁は、3月11日1審の東京地裁(2020年6月)の判決を翻した。判決は、旧優生保護法の規定は幸福追求権を保障する憲法13条と、法の本質の平等を定めた14条に反すると指摘。不法行為20年で損害賠償を請求する権利が自動的に消滅する「除斥期間」が適用されるかどうかが主な争点だったが、「適用すれば著しく正義・公平に反する」として制限すべきだと判断した。

今私は2016年に起きた「相模原障害者殺傷事件」の事を思い出す。19人の命が奪われたこの事件は、障害当事者に「誰かに襲われるのではないかと」といった「恐怖」を与え、障害者の親を「深い悲しみの底」へ突き落した。この事件の背景は何だったのか？犯人が政府高官に手紙を出していた事は、何を意味していたのか？